

○追手門学院大学外国人特別学生に関する規則

昭和57年4月1日

制定

(総則)

第1条 この規則は、追手門学院大学学則（以下「学則」という。）第46条及び追手門学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第37条に規定する外国人特別学生（以下「特別学生」という。）に関しては、学則又は大学院学則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則にいう特別学生とは、外国の国籍を有し、外国において学校教育を受けた者で、学則第29条又は大学院学則第19条に定める資格を有し、大学入学又は大学院入学を目的として入国許可を受けて入国し、本大学に入学した者をいう。

(入学許可)

第3条 特別学生の入学については、当該学部又は大学院の授業及び研究に妨げのない限り、学部会議又は研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

(入学時期)

第4条 特別学生の入学の時期は、原則として毎学年の始めとする。

(選考方法)

第5条 特別学生の選考は、出願書類によるほか、就学に必要な学力及び日本語につき筆記、口述、面接等の適当な方法により行う。

(出願書類及び出願期間)

第6条 特別学生として入学を志願する者は、次の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに当該学部長又は研究科長を経て、学長に願い出なければならない。ただし、特別の事情がある場合は、学長は当該学部長又は研究科長の意見を聴いて、出願期日を延長することができる。

- (1) 入学願書（所定用紙、写真貼付）
- (2) 最終出身学校の卒業（修了）証明書又は同見込証明書
- (3) 最終出身学校の成績証明書
- (4) 自筆履歴書（日本語で書いたもの）
- (5) 本邦所在の外国公館の発行する推薦書
- (6) 日本語による就学が可能である旨の証明書

(入学手続)

第7条 特別学生として入学を許可された者は、指定された期日までに、次の書類を提出し、入学金及び所定の学費を納付しなければならない。

- (1) 誓約書（所定用紙）
- (2) 外国人登録済証明書（写し）
- (3) 卒業（修了）証明書（出願時に卒業又は修了見込証明書を提出した者のみ）
- (4) その他本大学が必要と認めた書類

(履修上の特別措置)

第8条 特別学生の教育課程については、学則又は大学院学則の規定によるほか、授業科目の履修方法及び単位認定等について、当該学部規程、並びに当該学科履修細則、及び学科共通履修細則により、特別の措置を行うことができる。

(学位の授与)

第9条 特別学生として所定の年限在学し、所定の課程を修めた者には、学位を授与する。

(編入学及び転学)

第10条 第2条に定める資格を有する者が本大学に編入学又は転学をする場合は、学則及び本規則のほか、本大学のこれに関する取扱内規を適用する。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年12月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2017年7月1日から施行する。